

# 名古屋市公報

平成17年 9月14日号

第623号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
発行所 名古屋市役所  
電話 [052] 972-2246  
編集兼 名古屋市総務局  
発行人 行政システム部法制課長

目 次 [ページ](#)

## 規 則

- 名古屋市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則  
(健福・総務課) (第149号) 3

## 告 示

- 指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について  
(健福・障害施設課) (第487号) 6
- 指定居宅支援事業者の変更について (健福・障害施設課) (第488号) 8
- 指定居宅支援事業者の廃止について (健福・障害施設課) (第489号) 10
- 指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について  
(健福・障害施設課) (第490号) 12
- 指定居宅支援事業者の変更について (健福・障害施設課) (第491号) 14
- 指定居宅支援事業者の廃止について (健福・障害施設課) (第492号) 16
- 指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について  
(健福・障害施設課) (第493号) 17
- 指定居宅支援事業者の変更について (健福・障害施設課) (第494号) 19
- 指定居宅支援事業者の廃止について (健福・障害施設課) (第495号) 21
- 生産緑地地区の変更 (住都・都市計画課) (第496号) 22
- 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第497号) 23
- 名古屋都市計画緑地の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第498号) 25

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 各種直接請求等に必要な数について (第46号) 26

## 教 育 委 員 会 告 示

- 教育委員会定例会の開催について (第24号) 27
- 平成18年度名古屋市立幼稚園の園児の募集 (第25号) 28

## 交 通 局 告 示

- なごやカーフリーデーきっぷの発行について (第12号) 30

## 交 通 局 管 理 規 程

- カード乗車券取扱規程の一部改正 (第35号) 32

## 公 告

- 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告  
(住都・建築指導課) 33

○ 平成17年度身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験公告	(人事委員会)	34
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取公告	(住都・建築指導課)	43
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・調査課)	44
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・調査課)	45
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	46

---

## 規 則 の あ ら ま し

### ○ 名古屋市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

#### 1 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、本市における小児慢性特定疾患治療研究事業について、患者等に対してその負担能力に応じた費用の支払いを命じることに伴い、規定の整備を行います。（第16条の2及び別表第5関係）

#### 2 施行期日

平成17年10月1日から施行します。

名古屋市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9 月 9 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第149号

名古屋市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項に次の1号を加える。

- (5) 法第21条の9の2の規定による事業に係る負担金は、別表第5に掲げる額とする。ただし、疾患の状態が市長が別に定める程度である者については、負担金を納めることを要しない。

第16条の2第4項中「第1項各号」を「第1項第1号から第4号まで」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第 5

当該児童の属する世帯又は 世帯の生計中心者の階層区分		自己負担限度額	
		入院	外来
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円
B	A階層を除き、世帯の生計中心者の当該年度分(4月から6月までにあつては前年度分)の市町村民税が非課税の場合	0円	0円
C	A階層及びB階層を除き、世帯の生計中心者の前年分(1月から6月までにあつては前々年分)の所得税が非課税の場合	2,200円	1,100円
D <sub>1</sub>	A階層及びB階層を除き、世帯の生計中心者の前年分(1月から6月までにあつては前々年分)の所得税の額が右の区分に該当する場合	10,000円以下	3,400円
D <sub>2</sub>		10,001円以上 30,000円以下	4,200円
D <sub>3</sub>		30,001円以上 80,000円以下	5,500円
D <sub>4</sub>		80,001円以上 140,000円以下	9,300円
D <sub>5</sub>		140,001円以上	11,500円
備考			
<p>1 世帯の生計中心者とは、当該児童の属する世帯において、当該児童の生計を主として維持する者をいう。</p> <p>2 市町村民税が非課税の場合には、地方税法第323条の規定による免除の場合を含む。</p> <p>3 所得税の額は、別表第1の備考2の規定の例による。</p> <p>4 法第21条の9の2の規定による事業に係る診療に対する健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法令等の定めるところにより算定した額が自己負担限度額を下回るときは、当該算定した額を負担金の額とする。</p> <p>5 一の月における負担金は、一の医療機関(複数の診療科名を有する医療機関にあつては、診療科ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)の診療ごとに生じるものとし、一の診療機関の診療であっても、入院及び外来による診療を受けた場合は、それぞれに負担金が生じるものとする。ただし、負担金の合計額は、次に掲げる額を上限とする。</p> <p>(1) 入院の負担金の合計額 入院の自己負担限度額</p> <p>(2) 入院及び外来の負担金の合計額 入院の自己負担限度額</p> <p>(3) 外来の負担金の合計額 外来の自己負担限度額</p> <p>6 同一世帯から2人以上の児童が診療を受けている場合については、その月の負担金の合計額の最も多額な児童以外の児童に係る負担金の合計額は、自己負担限度額に10分の1を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り捨てる。)を上限とする。</p> <p>7 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。</p>			

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行し、同日以後の診療分について適用する。

名古屋市告示第 487号

指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第17条の17第 1項の規定により、指定居宅支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成17年 9月 5日

名古屋市長 松 原 武 久

1 身体障害者居宅介護

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100101528116	おたすけ家族 名古屋市瑞穂区瑞穂 通 4丁目40番地	竹内興業株式会社 名古屋市名東区神里 二丁目86番地 代表取締役 竹内尚 平	平成17年 6 月 1日
23100101529114	NPO法人ハピネス 名古屋市南区鶴里町 3丁目70番地	特定非営利活動法人 ハピネス 名古屋市南区鶴里町 3丁目70番地 理事長 下島容价	平成17年 6 月 1日
23100101549112	在宅福祉総合サポー トセンターひだまり 名古屋市中村区稲葉 地町 7番41号	有限会社猫嫁在宅福 祉総合サポートセン ターひだまり 名古屋市中村区鴨付 町 1丁目11番地の 1 取締役 川崎小百合	平成17年 6 月16日

23100101539113	訪問介護センター桃太郎 名古屋市南区松城町1丁目36番地	有限会社トーキング 名古屋市南区星宮町174番地 代表取締役 竹上勝	平成17年 6月16日
23100101542117	ゆうな 名古屋市緑区神沢一丁目2412番地	有限会社ゆうな 名古屋市緑区神沢一丁目2412番地 取締役 清田敏昭	平成17年 6月16日

## 2 身体障害者短期入所

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100101533132	ショートステイぴぼっと 名古屋市南区要町1丁目20番地	社会福祉法人名古屋キリスト教社会館 名古屋市南区三吉町6丁目17番地 理事長 高森敬久	平成17年 6月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 488号

指定居宅支援事業者の変更について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成17年 9月 5日

名古屋市長 松 原 武 久

1 身体障害者居宅介護

事業者番号	23100101328111	
事業所名	アサヒサンククリーンホームヘルパー派遣センターフィールちとせ	
所在地	名古屋市港区千年二丁目4201番	
変更事項	新	アサヒサンククリーンホームヘルパー派遣センターフィールちとせ 名古屋市港区千年二丁目4201番
	旧	アサヒサンククリーンホームヘルパー派遣センター港 名古屋市港区東築地町13番地の 6
変更年月日	平成17年 4月 1日	
事業者番号	2310010377118	
事業所名	ヘルパーステーション小さな手	
所在地	名古屋市港区七番町 2丁目 7番地	
変更事項	新	名古屋市港区七番町 2丁目 7番地
	旧	名古屋市港区七番町 5丁目12番地
変更年月日	平成17年 5月 1日	
事業者番号	23100101220110	

事業所名	訪問介護ステーション虹の橋	
所在地	名古屋市瑞穂区田辺通 5丁目 1番地の 2	
変更事項	新	名古屋市瑞穂区田辺通 5丁目 1番地の 2
	旧	名古屋市瑞穂区神前町 2丁目20番地
変更年月日	平成17年 5月 1日	
事業者番号	23100101200112	
事業所名	アイアイサービス中村公園ケアセンター	
所在地	名古屋市中村区横前町 100番地	
変更事項	新	名古屋市中村区横前町 100番地
	旧	名古屋市中村区砂田町 2丁目24番地
変更年月日	平成17年 5月 1日	
事業者番号	23100101150119	
事業所名	サポートハウス未来図	
所在地	名古屋市南区三吉町 3丁目58番地の 1	
変更事項	新	名古屋市南区三吉町 3丁目58番地の 1
	旧	名古屋市中区千代田三丁目 8番 3号
変更年月日	平成17年 7月 1日	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 489号

指定居宅支援事業者の廃止について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成17年 9月 5日

名古屋市長 松 原 武 久

1 身体障害者居宅介護

事業者番号	23100101335116
事業所名	アイライフケアステーション
所在地	名古屋市緑区鳴丘二丁目3113番地
廃止年月日	平成17年 5月31日
事業者番号	23100101146117
事業所名	ウエルケア中川
所在地	名古屋市中川区八田町1902番地
廃止年月日	平成17年 6月23日
事業者番号	23100101137116
事業所名	ジョインライフ介護サービス
所在地	名古屋市中村区豊国通 1丁目23番地の 3
廃止年月日	平成17年 6月30日
事業者番号	23100101255116
事業所名	介護みどり
所在地	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 6番地
廃止年月日	平成17年 6月30日
事業者番号	23100101242114

事業所名	あい愛ライフなるみ訪問介護サービス
所在地	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 5番地の 7
廃止年月日	平成17年 6月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 490号

指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定しました。

平成17年 9月 5日

名古屋市長 松原武久

1 知的障害者居宅介護

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100201530111	NPO法人ハピネス 名古屋市南区鶴里町 3丁目70番地	特定非営利活動法人 ハピネス 名古屋市南区鶴里町 3丁目70番地 理事長 下島容价	平成17年 6 月 1日
23100201551117	在宅福祉総合サポ ートセンターひだまり 名古屋市中村区稲葉 地町 7番41号	有限会社猫嫁在宅福 祉総合サポートセン ターひだまり 名古屋市中村区鴨付 町 1丁目11番地の 1 取締役 川崎小百合	平成17年 6 月16日
23100201540110	訪問介護センター桃 太郎 名古屋市南区松城町 1丁目36番地	有限会社トーキング 名古屋市南区星宮町 174番地 代表取締役 竹上勝	平成17年 6 月16日
23100201543114	ゆうな	有限会社ゆうな	平成17年 6

	名古屋市緑区神沢一丁目2412番地	名古屋市緑区神沢一丁目2412番地 取締役 清田敏昭	月16日
--	-------------------	-------------------------------	------

## 2 知的障害者短期入所

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100201534139	ショートステイぴぼ っと 名古屋市南区要町1 丁目20番地	社会福祉法人名古屋 キリスト教社会館 名古屋市南区三吉町 6丁目17番地 理事長 高森敬久	平成17年 6 月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 491号

指定居宅支援事業者の変更について

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成17年 9月 5日

名古屋市長 松原武久

1 知的障害者居宅介護

事業者番号	23100201329118	
事業所名	アサヒサンククリーンホームヘルパー派遣センターフィールちとせ	
所在地	名古屋市港区千年二丁目4201番	
変更事項	新	アサヒサンククリーンホームヘルパー派遣センターフィールちとせ 名古屋市港区千年二丁目4201番
	旧	アサヒサンククリーンホームヘルパー派遣センター港 名古屋市港区東築地町13番地の6
変更年月日	平成17年 4月 1日	
事業者番号	23100201378115	
事業所名	ヘルパーステーション小さな手	
所在地	名古屋市港区七番町 2丁目 7番地	
変更事項	新	名古屋市港区七番町 2丁目 7番地
	旧	名古屋市港区七番町 5丁目12番地
変更年月日	平成17年 5月 1日	
事業者番号	23100201221117	

事業所名	訪問介護ステーション虹の橋	
所在地	名古屋市瑞穂区田辺通 5丁目 1番地の 2	
変更事項	新	名古屋市瑞穂区田辺通 5丁目 1番地の 2
	旧	名古屋市瑞穂区神前町 2丁目20番地
変更年月日	平成17年 5月 1日	
事業者番号	23100201201119	
事業所名	アイアイサービス中村公園ケアセンター	
所在地	名古屋市中村区横前町 100番地	
変更事項	新	名古屋市中村区横前町 100番地
	旧	名古屋市中村区砂田町 2丁目24番地
変更年月日	平成17年 5月 1日	
事業者番号	23100201151116	
事業所名	サポートハウス未来図	
所在地	名古屋市南区三吉町 3丁目58番地の 1	
変更事項	新	名古屋市南区三吉町 3丁目58番地の 1
	旧	名古屋市中区千代田三丁目 8番 3号
変更年月日	平成17年 7月 1日	

## 2 知的障害者地域生活援助

事業者番号	23100200208149	
事業所名	ラルクぷらっと	
所在地	名古屋市天白区平針南四丁目 606番地	
変更事項	新	ラルクぷらっと 名古屋市天白区平針南四丁目 606番地
	旧	ラルク一つ山 名古屋市天白区一つ山 3丁目24番地
変更年月日	平成17年 5月24日	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 492号

指定居宅支援事業者の廃止について

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成17年 9月 5日

名古屋市長 松原武久

1 知的障害者居宅介護

事業者番号	23100201256113
事業所名	介護みどり
所在地	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 6番地
廃止年月日	平成17年 6月30日
事業者番号	23100201243111
事業所名	あい愛ライフなるみ訪問介護サービス
所在地	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 5番地の 7
廃止年月日	平成17年 6月30日

2 知的障害者デイサービス

事業者番号	23100201438125
事業所名	デイサービスジョイ
所在地	名古屋市西区江向町 6丁目41番地
廃止年月日	平成17年 6月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 493号

指定居宅支援事業者にかかる事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の17第 1項の規定により、指定居宅支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成17年 9月 5日

名古屋市長 松 原 武 久

1 児童居宅介護

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100301532116	共育応援ネットワーク 名古屋市西区中小田 井四丁目 140番地	社会福祉法人共生福 社会 名古屋市北区大曾根 一丁目 6番23号 理事長 堀田博之	平成17年 6 月 1日
23100301531118	NPO法人ハピネス 名古屋市南区鶴里町 3丁目70番地	特定非営利活動法人 ハピネス 名古屋市南区鶴里町 3丁目70番地 理事長 下島容价	平成17年 6 月 1日
23100301541117	訪問介護センター桃 太郎 名古屋市南区松城町 1丁目36番地	有限会社トーキング 名古屋市南区星宮町 174番地 代表取締役 竹上勝	平成17年 6 月16日
23100301544111	ゆうな 名古屋市緑区神沢一	有限会社ゆうな 名古屋市緑区神沢一	平成17年 6 月16日

	丁目2412番地	丁目2412番地 取締役 清田敏昭	
--	----------	----------------------	--

## 2 児童デイサービス

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100301536125	児童デイサービス ムウ 名古屋市守山区小幡 二丁目 1番23号	有限会社BIGMA MA 名古屋市守山区小幡 二丁目 1番23号 代表取締役 間宮純 枝	平成17年 6 月16日

## 3 児童短期入所

事業者番号	指定事業所	指定事業者	指定年月日
23100301535135	ショートステイぴぼ っと 名古屋市南区要町 1 丁目20番地	社会福祉法人名古屋 キリスト教社会館 名古屋市南区三吉町 6丁目17番地 理事長 高森敬久	平成17年 6 月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 494号

指定居宅支援事業者の変更について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成17年 9月 5日

名古屋市長 松 原 武 久

1 児童居宅介護

事業者番号	23100301330115	
事業所名	アサヒサンククリーンホームヘルパー派遣センターフィールちとせ	
所在地	名古屋市港区千年二丁目4201番	
変更事項	新	アサヒサンククリーンホームヘルパー派遣センターフィールちとせ 名古屋市港区千年二丁目4201番
	旧	アサヒサンククリーンホームヘルパー派遣センター港 名古屋市港区東築地町13番地の 6
変更年月日	平成17年 4月 1日	
事業者番号	23100301222114	
事業所名	訪問介護ステーション虹の橋	
所在地	名古屋市瑞穂区田辺通 5丁目 1番地の 2	
変更事項	新	名古屋市瑞穂区田辺通 5丁目 1番地の 2
	旧	名古屋市瑞穂区神前町 2丁目20番地
変更年月日	平成17年 5月 1日	
事業者番号	23100301202116	

事業所名	アイアイサービス中村公園ケアセンター	
所在地	名古屋市中村区横前町 100番地	
変更事項	新	名古屋市中村区横前町 100番地
	旧	名古屋市中村区砂田町 2丁目24番地
変更年月日	平成17年 5月 1日	
事業者番号	23100301152113	
事業所名	サポートハウス未来図	
所在地	名古屋市南区三吉町 3丁目58番地の 1	
変更事項	新	名古屋市南区三吉町 3丁目58番地の 1
	旧	名古屋市中区千代田三丁目 8番 3号
変更年月日	平成17年 7月 1日	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 495号

指定居宅支援事業者の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成17年 9月 5日

名古屋市長 松 原 武 久

1 児童居宅介護

事業者番号	23100301138112
事業所名	ジョインライフ介護サービス
所在地	名古屋市中村区豊国通 1丁目23番地の 3
廃止年月日	平成17年 6月30日
事業者番号	23100301257110
事業所名	介護みどり
所在地	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 6番地
廃止年月日	平成17年 6月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害施設課

名古屋市告示第 496号

生産緑地地区の変更

名古屋都市計画生産緑地地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を平成17年 9月 8日から平成17年 9月22日まで一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成17年 9月 8日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 都市計画の種類  
名古屋都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
名古屋市全域のうち、千種区、東区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、名東区の全部及び市街化調整区域を除く全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号  
住宅都市局都市計画部都市計画課  
(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第 497号

### 名古屋都市計画公園の変更案の縦覧

名古屋都市計画公園を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を平成17年 9月 8日から平成17年 9月22日まで一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成17年 9月 8日

名古屋市長 松 原 武 久

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

2・2・258号又穂公園	名古屋市西区又穂町
2・2・839号至来公園	名古屋市守山区大字吉根字川田及び字至来
2・2・840号吉根仲田公園	名古屋市守山区大字吉根字仲田及び字山沖
2・2・841号下江公園	名古屋市守山区大字吉根字下江
2・2・842号山島公園	名古屋市守山区大字吉根字山島
2・2・843号笹ヶ根公園	名古屋市守山区大字吉根字笹ヶ根
2・2・844号釜ヶ洞南公園	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根
2・2・845号平池東公園	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根
2・2・846号太鼓ヶ根北公園	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根
2・2・847号太鼓ヶ根南公園	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根
3・3・77号日ノ後池公園	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根
3・3・78号吉根公園	名古屋市守山区大字吉根字上島、字越水、

	字下江及び字山島
3・3・79号釜ヶ洞北公園	名古屋市守山区大字吉根字釜ヶ洞
4・4・5号平池公園	名古屋市守山区大字吉根字深沢及び字笹ヶ根

3 都市計画の案の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

住宅都市局都市計画部都市計画課

(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 498号

名古屋都市計画緑地の変更案の縦覧

名古屋都市計画緑地を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を平成17年 9月 8日から平成17年 9月22日まで一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間終了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成17年 9月 8日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

第65号太鼓ヶ根緑地 名古屋市守山区大字吉根字日ノ後及び字太鼓ヶ根

第66号日ノ後緑地 名古屋市守山区大字吉根字日ノ後及び字太鼓ヶ根

3 都市計画の案の縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

住宅都市局都市計画部都市計画課

(名古屋市役所西庁舎 4階)

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

# 名古屋市選挙管理委員会告示第 46 号

## 各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成 17 年 9 月 3 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 小 寺 洋 夫

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第 75 条第 1 項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項（合併協議会設置の請求）に規定する数

34,965 人

- 2 地方自治法第 76 条第 1 項（市の議会の解散の請求）、同法第 81 条第 1 項（市長の解職の請求）及び同法第 86 条第 1 項（市の助役、収入役、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項（市の教育委員会の委員の解職の請求）に規定する数

358,041 人

- 3 地方自治法第 80 条第 1 項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第 86 条第 1 項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千種区	40,177 人	熱田区	17,362 人
東 区	18,321 人	中川区	56,368 人
北 区	44,985 人	港区	39,343 人
西 区	38,422 人	南区	38,907 人
中村区	36,623 人	守山区	42,208 人
中 区	18,586 人	緑 区	56,164 人
昭和区	27,081 人	名東区	39,915 人
瑞穂区	28,703 人	天白区	39,588 人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 4 条の 2 第 15 項に規定する数

291,375 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第 24 号

教育委員会定例会の開催について

平成 17 年 9 月 7 日午後 2 時 00 分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し、次の議件を付議します。

平成 17 年 9 月 5 日

名古屋市教育委員会委員長 後 藤 澄 江

名古屋市教育委員会表彰に関する専決処分について

平成 19 年度以降の愛知県公立高等学校（全日制課程）入学者選抜における群及びグループ分け並びに通学区域の調整区域について

平成 18 年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第25号

平成18年度名古屋市立幼稚園の園児を次のように募集します。

平成17年9月8日

名古屋市教育委員会委員長 後藤 澄江

1 募集人員

別表のとおりとします。

2 応募資格

次に該当する者とします。

- (1) 3 歳児 平成14年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた者
- (2) 4 歳児 平成13年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者

3 願書受付

- (1) 期間 平成17年10月11日（火）から同年10月14日（金）までとします。
- (2) 場所 志願先の幼稚園とします。

4 入園選考

- (1) 方法 親子面接及びグループ遊び等により、幼稚園生活への適性をみます。
- (2) 期日 平成17年10月18日（火）及び同年10月19日（水）の2日間のうち、志願先の園長が別途指示した日に行います。
- (3) 場所 志願先の幼稚園で行います。

5 抽選

入園選考の結果、募集人員を超えている場合は、平成17年10月24日（月）に公開抽選を行います。

6 入園通知

選考後又は抽選後、保護者に通知します。

別 表

園 名			募 集 人 員		
			3 歳児	4 歳児	合 計
名古屋市立	第 一	幼稚園	4 0	3 0	7 0
名古屋市立	第 二	幼稚園	2 0	5 0	7 0
名古屋市立	第 三	幼稚園	5 0	2 0	7 0
名古屋市立	吹 上	幼稚園	2 0	1 5	3 5
名古屋市立	常 磐	幼稚園	2 0	1 5	3 5
名古屋市立	高 田	幼稚園	2 0	1 5	3 5
名古屋市立	内 山	幼稚園		3 5	3 5
名古屋市立	杉 村	幼稚園		3 5	3 5
名古屋市立	鳴 子	幼稚園	2 0	5 0	7 0
名古屋市立	桶狭間	幼稚園	2 0	5 0	7 0
名古屋市立	大 高	幼稚園	2 0	5 0	7 0
名古屋市立	平 田	幼稚園		3 5	3 5
名古屋市立	西山台	幼稚園	4 0	3 0	7 0
名古屋市立	報 徳	幼稚園	2 0	1 5	3 5
名古屋市立	比 良	幼稚園		3 5	3 5
名古屋市立	大 幸	幼稚園	2 0	5 0	7 0
名古屋市立	荒 子	幼稚園		3 5	3 5
名古屋市立	浦 里	幼稚園		3 5	3 5
名古屋市立	二 城	幼稚園	2 0	5 0	7 0
名古屋市立	楠 西	幼稚園	2 0	1 5	3 5
名古屋市立	猪 高	幼稚園	4 0	6 5	1 0 5
名古屋市立	春 田	幼稚園	2 0	1 5	3 5
名古屋市立	植 田	幼稚園	4 0	3 0	7 0
名古屋市立	神の倉	幼稚園	2 0	5 0	7 0
名古屋市立	梅森坂	幼稚園	2 0	1 5	3 5
名古屋市立	おりべ	幼稚園	2 0	1 5	3 5
名古屋市立	はとり	幼稚園	2 0	1 5	3 5
名古屋市立	比良西	幼稚園	2 0	1 5	3 5
合 計			5 5 0	8 8 5	1 , 4 3 5
備考 1 学級当たりの定員は、3 歳児については第三幼稚園を除き20名、 第三幼稚園は25名、4 歳児については35名とします。					

この印刷物は再生紙（古紙配合率100%、白色度70%）を使用しています。

## 名古屋市交通局告示第12号

### なごやカーフリーデーきっぷの発行について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第42条第7項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごやカーフリーデーきっぷ（以下「カーフリーデーきっぷ」という。）を次のように発行します。

平成17年9月9日

名古屋市交通局長 吉井 信雄

#### 1 料金

620円

#### 2 有効期日

平成17年9月23日

#### 3 発行場所

地下鉄各駅とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。

#### 4 使用条件

カーフリーデーきっぷは、1枚で1人が有効期日である平成17年9月23日の1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線（ガイドウェイバスシステム志段味線の平面区間を除きます。）にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

#### 5 発行期間

平成17年9月16日から同月23日まで

#### 6 料金の払戻し

(1) カーフリーデーきっぷの料金を払戻す期間は、発行日から平成17年9月23日までとします。

(2) カーフリーデーきっぷの料金を払戻す場合における手数料は、1枚につき100円とします。

#### 7 不正使用

カーフリーデーきっぷの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

8 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部企画営業部乗客誘致推進室

名古屋市交通局管理規程第35号

カード乗車券取扱規程（平成10年名古屋市交通局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

平成17年9月7日

名古屋市交通局長 吉井 信雄

別表第1名古屋鉄道株式会社の項範囲の欄中「三河線 知立～猿投」を「三河線」に改める。

附 則

この規程は、平成17年9月14日から施行する。

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第86条の5 第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年 9 月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

1 対象区域

名古屋市千種区徳川山町6丁目101番1及び101番3

2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日

第2-2号

昭和40年 5 月28日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

平成 17 年度 身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験公告

身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験を次のとおり実施します。

平成 17 年 9 月 6 日

名古屋市人事委員会委員長 栗原 祥彰

# 身体障害者を対象とした 名古屋市職員採用選考試験案内

平成17年9月6日  
名古屋市人事委員会

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、名古屋市内の身体障害者を対象として、その雇用の促進をはかることを目的として行うものです。

## 1 試験区分・採用予定人員・職務概要

試験区分	採用予定人員	職務概要
行政（事務）	7名程度	一般事務に従事します。

（注）採用予定人員は、現時点でのものであり、**変更する場合があります。**

## 2 受験資格

次の（１）（２）の要件の両方を満たすことが必要です。

（１）次の①～⑤の条件をすべて満たす方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 活字印刷文又は点字による出題に対応できる方
- ③ 昭和45年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方
- ④ 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで通常の勤務時間に対応できる方
- ⑤ 受験申込み及び採用の時に、引き続き名古屋市内に住所のある方  
（通学等のため一時的に市外に居住している方を含みます。）

（２）次のいずれにも該当しない方

- ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 選考の方法等

選考は、筆記試験、面接試験及び身体検査の方法で行います。ただし、身体検査は、筆記・面接試験の合格者についてのみ行い、その結果に基づき最終合格者を決定します。

（１）筆記・面接試験

- ① 試験日 筆記試験：平成17年10月16日（日）9時30分集合  
（ただし点字による受験の場合 9時15分集合）  
当日は身体障害者手帳を必ずお持ちください。

面接試験：平成17年10月23日（日）

※面接試験日の集合時間は、受験票に記載してお知らせしますので必ず各自で確認してください。また、面接試験は個別面接を行います。

- ② 会場 名古屋市総合社会福祉会館（名古屋市北区役所庁舎7階・4ページ参照）

③ 筆記試験の科目・時間・内容等

試験科目	解答方法	試験時間	試験の内容
教養試験	択一式 (32問中30問 選択解答)	9 : 45 ～ 11 : 25	公務員として必要な一般的な知識(社会科学、人文科学、自然科学)及び知能(文章理解、判断推理等)をみる試験で、高等学校卒業程度の内容です。
作文試験	記述式	11 : 45 ～ 12 : 45	文章による表現力、課題に対する理解力などをみる試験です。

(注)・点字による受験の場合は、試験時間が異なります。

- ・問題冊子の活字の大きさは、およそ**13ポイント(この大きさ)**程度です。
- ・教養試験の例題および直近2年に出题した作文試験の課題を、名古屋市ホームページ(4ページ参照)に掲載しています。

④ 筆記・面接試験合格者発表 **平成17年11月11日(金) (予定)**

名古屋市人事委員会事務局の前(市役所東庁舎1階内)に約1週間合格者の受験番号を掲示するとともに、**合否を問わず受験者(すべての試験科目を受験した方)に通知**します。

なお、電話等による合否に関する問い合わせはご遠慮ください。

⑤ 筆記・面接試験の成績の通知

筆記・面接試験の不合格者に対して、試験成績のランクを郵送で通知します。成績の通知を希望しない方は、受験申込書の「成績の通知を希望しない」の欄に○を記入してください。

(2) 身体検査

① 内容等

筆記・面接試験の合格者について、職務遂行が可能かどうかの医学的検査を行います。11月下旬頃に実施予定ですが、具体的な日程・会場等については、筆記・面接試験合格者発表のときに合格者に通知します。

② 最終合格者発表 **平成17年12月9日(金) (予定)**

名古屋市人事委員会事務局の前(市役所東庁舎1階内)に約1週間合格者の受験番号を掲示するとともに、**合否を問わず受験者に通知**します。

なお、電話等による合否に関する問い合わせはご遠慮ください。

## 4 受験手続

(1) 申込方法

提出書類 **・受験申込書** (写真票と一体になったもので、本案内にはさみこんである指定の用紙又は名古屋市ホームページ(4ページ参照)からプリントアウトした指定の用紙)

(注)・別紙の「記入要領」に従い、**所要の事項を記入**してください。

・**80円分の切手**を申込書に**クリップ**で留めてください。

・本人の縦4cm×横3cmの**同一の写真2枚**(裏に氏名を記入したもの)を、申込書の2か所に**貼り付けて**ください。

郵送申込	期間	9月12日(月)～9月16日(金)までの消印有効
	送付先	〒460-8508 名古屋市人事委員会事務局任用課 (住所記入不要)
	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類を角形2号の封筒に入れ、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。</li> <li>・封筒の裏に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。</li> <li>・郵送方法は指定しませんが、配達記録等の方法が確実です。</li> </ul>
持参申込	期間	9月16日(金) 10:00～12:00、13:00～16:30(時間厳守)
	場所	名古屋市総合社会福祉会館 小会議室 (名古屋市北区役所庁舎7階・4ページ参照)
	方法	提出書類を受付場所に提出してください。

(注)・申込書に留めていただいた80円分の切手は、受験票を郵送する際の送料となります。

- ・ホームページから申込書をプリントアウトする場合は、必ずホームページに記載された注意事項の指示に従ってください。

#### ◎点字による受験を希望する方へ

受験申込書に必ず必要事項を記入してください。点字による試験案内については、名古屋市人事委員会事務局任用課(市役所東庁舎1階)でお渡しします。

#### ◎試験当日に手話通訳者を必要とする方、拡大鏡、補聴器等の使用を希望する方へ

受験申込書に必ず必要事項を記入してください。なお、点字器、拡大鏡、補聴器等は各自でご用意ください。

#### (2) 受験票の交付

郵送申込、持参申込とも9月30日(金)以降に受験票を郵送しますが、10月7日(金)までに届かない場合は、名古屋市人事委員会事務局任用課(TEL052-972-3308)までお問い合わせください。

### 5 最終合格から採用まで

- (1) この試験の合格者は、原則として平成18年4月以降に採用されます。
- (2) この試験の合格者は、高校卒として採用されます。
- (3) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (4) 日本国籍を有しない方で採用日において法令により永住が認められていない方は、採用されません。

### 6 給与・その他

- (1) 平成17年4月1日現在の初任給は、約162,000円です。この初任給は、給料月額に調整手当を加えたものです。ただし、交通局においては、「給料の額の特例に関する規程」に基づき、給料月額が1%減額されます。
- (2) この初任給に、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
- (3) この他、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれ

の支給条件に応じて支給されます。

(4) 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(5) 日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の①及び②に該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する要綱」等に定められています。

① 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

② 公の意思の形成への参画に携わる職

(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

### 《平成16年度身体障害者を対象とした採用選考試験実施結果》

試験区分	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
行政(事務)	45	7	6.4

#### ＜持参申込受付、筆記・面接試験会場＞

地下鉄「黒川」駅 出口

黒川バスターミナル

至秩父通

至大曽根

北警察署

国道41号

堀川

至清水口

**名古屋市総合社会福祉会館**  
(名古屋市北区役所庁舎7階)

名古屋市北区清水四丁目17番1号  
TEL 052(911)3191(代)

黒川交差点を南へ300メートル

地下鉄名城線 黒川 下車徒歩5分

市バス ・ 北区役所 下車徒歩すぐ  
・ 黒川 下車徒歩5分

名古屋市総合社会福祉会館への試験に関する問い合わせは、持参受付日及び筆記試験・面接試験当日のみにしてください。

・・・この試験に関するお問い合わせは・・・

#### 名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
TEL 052-972-3308 FAX 052-972-4182

＜名古屋市ホームページ＞

<http://www.city.nagoya.jp/>

この試験案内は再生紙（古紙配合率100%、白色度70%程度）を使用しています。



平成17年度 身体障害者を対象とした  
名古屋市職員採用選考試験 受験申込書

				受験 番号	※	
試験 区分	行政 (事務)	フリガナ 氏名		1. 男 2. 女	生 年 月 日	S (19 )年 月 日生
現住所	[〒 - ]			平日昼間の 連絡先電話番号		
	名古屋市 区			①( ) -		
				②( ) -		
現住所 以外	[〒 - ] (現住所が名古屋市内の場合は記入の必要はありません)					
通知先	現住所・現住所以外		筆記・面接試験の成績の通知を希望しない			
学 歴	学校名		課 程	在学期間		卒 業
	(最終)			年 月～ 年 月		卒業・卒業見込・在学中
	(その前)			年 月～ 年 月		卒業・卒業見込・在学中
身体 障害者 手帳	交付機関名		交付年月日			交付番号
	都・道・府 県・市		年 月 (再交付 年 月 日)			第 号
	障 害 名					級 別
						級
<p>私は、平成17年度 身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考試験を受験したいので、試験案内の記載事項をすべて了承のうえ、申し込みます。</p> <p>なお、私は、試験案内に掲げてある受験資格等をすべて満たしており、この申込書のすべての記入事項に相違ありません。</p> <p>平成17年 月 日</p> <p>氏 名(自筆)</p>					<p>(写 真)</p> <p>2か所に同一の 写真を貼って ください。</p> <p>6月以内の脱帽、 正面顔写真のこと (4cm×3cm)</p>	
					平成17年 月撮影	

職 歴  (古いものから順に)	勤務先	所在地(市区町村)	在職期間	職務内容
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
			年 月～ 年 月	
	職務経験期間(通算)		年 月 日	
資格・免許等			アンケート	番号
<p>●試験準備のため必要ですので、必ず○で囲んでください。</p> <p>1 手話通訳者を必要と…【する・しない】</p> <p>2 点字での受験を希望…【する・しない】</p> <p>3 試験当日、次のものを使用する方は、該当するものを○で囲んでください。 …【拡大鏡(ルーペ)・文鎮・補聴器・車椅子】</p>				
その他、筆記・面接試験の時に、試験会場での特別な配慮を必要とする方は、具体的に記入してください。				
本市職員を志望する理由				

写 真 票				<p>( 写 真 )</p> <p>2か所に同一の写真を貼ってください。</p> <p>6月以内の脱帽、正面顔写真のこと</p> <p>(4cm×3cm)</p> <p>平成17年 月撮影</p>
受験番号		※		
試験区分	行政(事務)	フリガナ		
		氏 名		

## 記入要領

- ※印欄以外のすべての欄について、もれなく記入してください。
- 記入は黒のインクかボールペンを使用してください。
- かい書で、略字を使用せず、丁寧に記入してください。数字は算用数字を使用してください。
- 書き損じた場合は、二重線で抹消して余白に記入するなど、わかりやすく訂正してください。
- 記入事項について虚偽・不正があった場合には、合格を取り消すことがあります。

- ①氏名 ・略字は用いず、丁寧にかい書で記入してください。フリガナも記入してください。
- ②性別 ・男、女のいずれかの数字を、○で囲んでください。
- ③生年月日 ・算用数字で記入してください。
- ④現住所 ・住民票（又は外国人登録）上の住所を記入してください。
- ⑤平日の昼間の連絡先電話番号 ・平日の昼間に急な連絡をとりたい場合に、**確実に連絡がとれる電話番号（勤務先、携帯電話番号、伝言を依頼できるところを含む）**を、確実に連絡の取れる順に記入してください。1つしかない場合は1つのみ記入してください。
- ⑥現住所以外 ・現住所欄に、通学等のため一時的に市外に居住しているため名古屋市外の住所を記載している場合は、**名古屋市内の住所（実家等）を記載**してください。
- ⑦通知先 ・現住所欄と現住所以外欄に記載がある場合は、**合格の通知等について希望する通知先**を○で囲んでください。
- ⑧成績の通知 ・筆記・面接試験不合格者に試験成績のランクを通知します（試験案内2ページ参照）。**通知を希望しない方は、○を記入してください**（記入がない場合には、成績を通知します）。
- ⑨学歴 ・**大学院・大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・専門学校の専門課程**（おおむね昼間の2年制以上のもの）等の学歴を最終のものから順に記入してください。  
・「卒業」の欄には、その学校を**既に卒業している場合には「卒業」、今年度に卒業見込みの場合には「卒業見込」、それ以外で在学中の場合には「在学中」**に○をつけてください。

- ⑩身体障害者手帳
  - ・ 交付機関名、交付年月日、交付番号、障害名、級別(身体障害者等級表によるもの)を身体障害者手帳の記載どおりに記入してください。
  
- ⑪署名
  - ・ 記入事項をすべて確認のうえ、**申込者の自筆で署名**してください。署名月日も忘れずに記入してください。
  
- ⑫写真
  - ・ 縦4 cm×横3 cm の同一の写真を2枚用意し、**写真の裏に氏名を記入**のうえ、**はがれないようにしっかりと2か所に貼り付けてください。**
  - ・ **撮影月**も忘れずに記入してください。
  
- ⑬職歴
  - ・ **最終学歴後の職歴**(正規職員のほか1か月以上の長期アルバイト、臨時、派遣、契約、嘱託、自営等)について、古いものから順に記入してください。
  - ・ 該当がない場合は空欄とせず「なし」と記入してください。
  - ・ 記入する欄が不足する場合には、適宜同じ様式の紙に記入して貼りつけてください。
  - ・ 「職務経験期間(通算)」の欄は申込書署名時現在までの職務経験期間を記入してください。複数の職歴がある場合は、すべてを通算してください。通算期間に1か月未満の端数が出る場合には、端数は切り捨ててください。
  
- ⑭資格・免許等
  - ・ 現在お持ちの資格・免許・検定等があれば、記入してください。
  
- ⑮アンケート
  - ・ この採用試験を何で(誰から)知ったかを次の中から一つ選び、**番号を記入**してください。
 

1. 総合案内	2. ホームページ	3. 学校等
4. 受験雑誌	5. 友人・知人	6. 家族・親類
7. ポスター	8. 市の広報紙	9. その他
  
- ⑯試験のため特に準備を必要とすること
  - ・ 手話通訳・点字での受験について、該当するものを○で囲んでください。また受験に際し、拡大鏡等を使用する方は、使用する器具を○で囲んでください。
  
- ⑰筆記・面接試験における配慮
  - ・ ⑯の他に、筆記・面接試験の時に試験会場での配慮を必要とする方は、その内容と理由を具体的に記入してください。
  
- ⑱本市職員を志望する理由
  - ・ 名古屋市職員を志望する理由を簡潔に記入してください。

## 建築基準法に基づく公開による意見の聴取公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行います。

平成17年9月7日

名古屋市長 松原武久

### 1 意見の聴取事項

丸屋町4丁目建築協定について

### 2 日 時

平成17年9月21日（水） 午後2時

### 3 場 所

名古屋市昭和区池端町1丁目15番地  
名古屋市立桜山中学校 特別活動室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

## 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を次のように指定したので、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第17条第1号の規定により公告する。

平成17年9月7日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

1 指定年月日

平成17年8月10日

2 指定した者の指定番号、名称、代表者及び所在地

指定番号	名 称	代表者	所 在 地
1009	日本プラミング株式会社	諸角 伸夫	京都府京都市山科区北花山大林町53番地の1
1010	有限会社豊栄設備	近藤 豊	名古屋市緑区姥子山一丁目127番地
1011	幸村建設株式会社	幸村 智里	愛知県日進市岩崎町向イ田2番地の1
1012	株式会社テラサワ	寺澤 正雄	名古屋市南区大磯通五丁目12番地
1013	竹内設備	竹内 一旭	名古屋市中川区豊成町1番豊成団地4-1216号

## 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定をしたので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成17年9月7日

名古屋市上下水道局長 山 田 雅 雄

1 指定年月日

平成17年8月10日

2 指定した者の指定番号、商号、代表者及び所在地

指定番号	商 号	代表者	所 在 地
1010	有限会社豊栄設備	近藤 豊	名古屋市緑区姥子山一丁目 127番地
1011	幸村建設株式会社	幸村 智里	愛知県日進市岩崎町向イ田 2番地の1
1013	竹内設備	竹内 一旭	名古屋市中川区豊成町1番 豊成団地4-1216号
670	株式会社神田	神田 建浩	愛知県尾張旭市新居町下切 戸1246番地9

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の  
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成17年9月8日

名古屋市長 松原武久

1 認定対象区域

名古屋市昭和区御器所町字木市29番

名古屋市昭和区木市町201番

名古屋市昭和区狭間町4番2及び14番1

名古屋市昭和区吹上一丁目702番

名古屋市千種区吹上一丁目701番

名古屋市千種区花田町三丁目58番1

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課